

騒音・振動・悪臭  
届出のしおり

令和3年8月改訂版  
沖縄県環境部環境保全課

# 騒音

# 音

## (騒音規制法)

### 目次

第1	目的	1
第2	規制の対象	1
第3	騒音規制法の体系	1
第4	規制地域の指定	2
	1. 騒音規制地域の区域区分と都市計画法の用途地域	2
	2. 騒音規制地域の指定状況	3
第5	規制基準	4
	1. 特定工場等に係る騒音の規制基準	4
	2. 特定建設作業に係る騒音の規制基準	5
	3. 規制に関する基準の対象外となる特定建設作業	6
第6	届出	7
	1. 届出の手順	7
	2. 特定施設等	7
第7	計画変更勧告、改善勧告及び改善命令	9
第8	届出事務処理概要	9
	届出の種類等の一覧	9
	特定施設の届出事項	11
	特定施設に係る届出書記載例と添付書類の作成要領	16
	特定建設作業に係る届出書記載例と添付書類の作成要領	19
	○届出に係る関係様式	20

# 第1. 目的

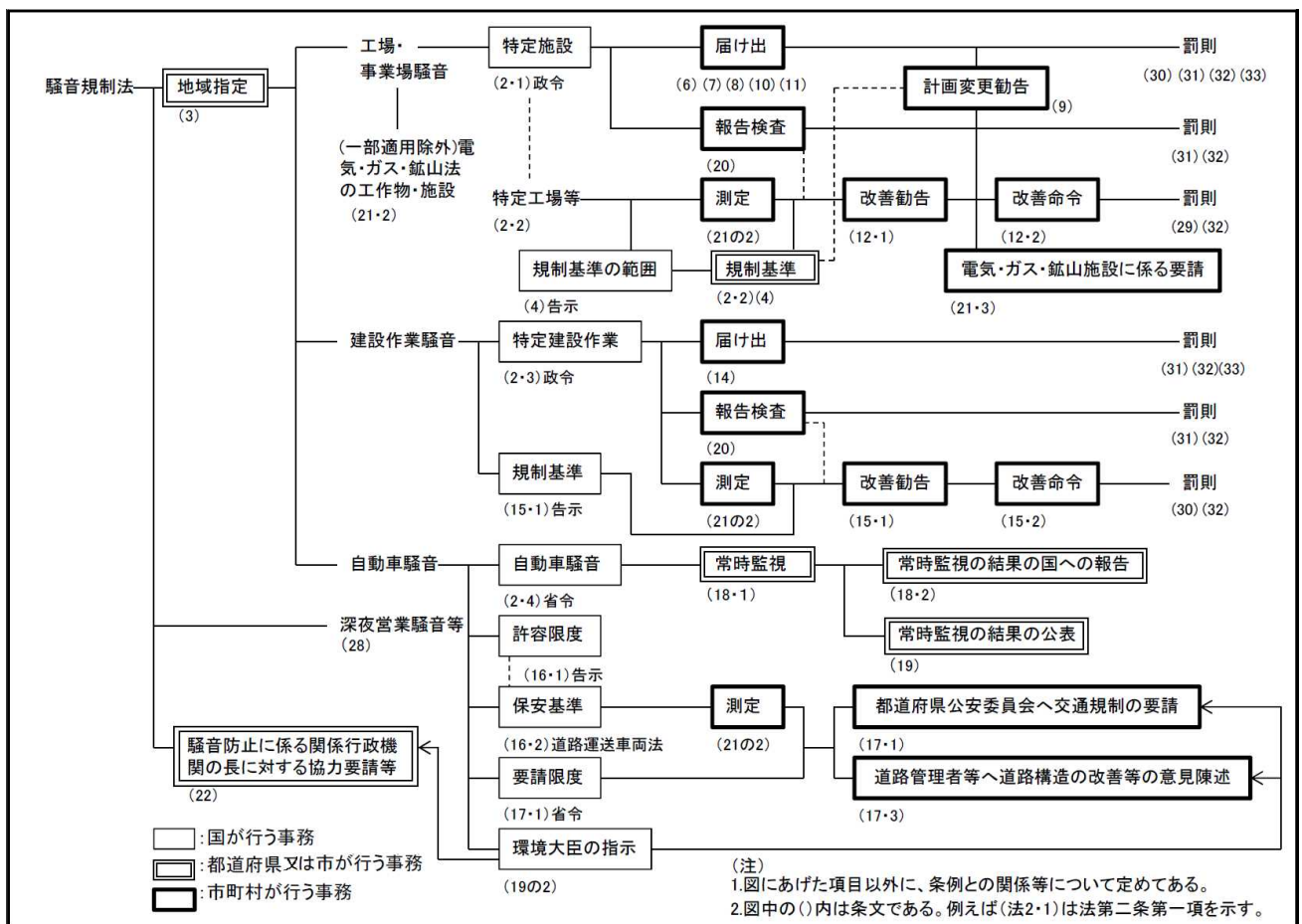
騒音規制法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

# 第2. 規制の対象

1. 特定建設作業（別表1）
2. 特定施設（別表2）を設置する工場又は事業場
3. 自動車騒音

# 第3. 騒音規制法の体系

【騒音規制法体系図】



## 第4. 規制地域の指定

騒音規制法で定める特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、町村の区域については、県知事が町村長の意見をきいて指定することとされています。

沖縄県では、次の各町村の一部を第1種から第4種区域に区分し、規制する地域を指定しています。（昭和54年沖縄県告示第95号、最終改正：令和3年3月23日告示第119号）

地域を表示した図面は環境部環境保全課に備え置いて縦覧に供するとともに、県環境保全課ホームページ上に掲載しています。

県環境保全課HP：

[https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/hozen/taiki/noise/noisel\\_map.html](https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/hozen/taiki/noise/noisel_map.html)

なお、市の区域については市長が規制する地域の指定を行っています。

騒音に係る地域指定のある町村（7町3村の計10町村）

本部町 読谷村 北中城村 与那原町 南風原町 北谷町 中城村 西原町 八重瀬町 嘉手納町
-------------------------------------------------

### 1. 騒音規制地域の区域区分と都市計画法の用途地域

騒音規制地域の区域区分は、都市計画法における用途地域を基本として指定しています。

騒音規制地域の区域の区分		都市計画法 用途地域
第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	第1・2種低層住居専用地域
第2種区域	住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域	第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域
第3種区域	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第4種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	工業地域
適用除外		工業専用地区、臨港地区の分区※、工業のための埋立地、飛行場

※ 臨港地区の分区とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により定められた区域のことをいう。

（注） 都市計画法の用途地域外においても必要に応じて規制地域として指定している。

## 2. 騒音規制地域の指定状況

県内町村の規制地域の指定状況は、下表のとおりとなっています。

町村名	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	備考
本部町	付表の本部町の項の1の地域	付表の本部町の項の2の地域	付表の本部町の項の3の地域		地域を表した図面は県環境保全課ホームページの騒音規制法に基づく規定地域を参照
読谷村	第1種低層住居専用地域	第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準居住地域	近隣商業地域 準工業地域		
北中城村	第1種、第2種低層住居専用地域 付表の北中城村の項の1の地域	第1種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準居住地域 付表の北中城村の項の2の地域	商業地域 準工業地域		
与那原町	第1種、第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準居住地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域	
南風原町	第1種、第2種低層住居専用地域 付表の南風原町の項の1の地域	第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準居住地域 付表の南風原町の項の2の地域	近隣商業地域 準工業地域	工業地域	
北谷町	第1種低層住居専用地域	第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準居住地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域		
中城村	第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 付表の中城村の項の1の地域		付表の中城村の項の2の地域	
西原町	第1種、第2種低層住居専用地域 付表の西原町の項の1の地域	第1種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 付表の西原町の項の2の地域	近隣商業地域 準工業地域	付表の西原町の項の3の地域	
八重瀬町	第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準居住地域 付表の八重瀬町の項の1の地域	近隣商業地域		
嘉手納町		第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準居住地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域	

## 付表

町村名	区分	区域
本部町	1	本部町の地域のうち、字浦崎、字浜元、字野原、字伊野波、字渡久地、字東、字辺名地、字谷茶、字大浜、字健堅及び字崎本部の各一部
	2	本部町の地域のうち、字浜元、字渡久地、字東、字谷茶、字大浜、字健堅及び字崎本部の各一部
	3	本部町の地域のうち、字渡久地、字谷茶、字大浜及び字崎本部の各一部
北中城村	1	北中城村の地域のうち、字島袋及び字喜舎場の各一部
	2	北中城村の地域のうち、字屋宜原、字瑞慶覧、字安谷屋、字荻道、字大城、字渡口及び字熱田の各一部
南風原町	1	南風原町の地域のうち、字宮平及び字津嘉山の各一部
	2	南風原町の地域のうち、字大名、字宮城、字新川、字本部、字照屋、字喜屋武、字山川、字神里、字与那覇及び字宮平の各一部
中城村	1	中城村の地域のうち、字伊舎堂、字添石、字屋宜及び字当間の各一部
	2	中城村の地域のうち、字泊の一部
西原町	1	西原町の地域のうち、字小波津、字桃原、字安室、字与那城、字我謝、字翁長、字上原、字呉屋、字津花波、字小那覇及び字兼久の各一部
	2	西原町の地域のうち、字幸地、字池田、字翁長、字呉屋、字津花波、字小那覇及び字兼久の各一部
	3	西原町の地域のうち、字徳佐田の一部
八重瀬町	1	八重瀬町の地域のうち、字外間、字宜次、字友寄、字小城、字当銘、字高良、字志多伯、字世名城及び字富盛の各一部

## 第5. 規制基準

### 1. 特定工場等に係る騒音の規制基準

特定工場等に係る騒音の規制基準は、国が規制基準の範囲を定め、都道府県、又は市がその範囲内で規制基準設定することとされています。県内町村区域における基準は、下表のとおりです。

(単位：デシベル)

区域区分	昼 間	朝 夕	夜 間
	(午前8時から 午後7時まで)	(午前6時から午前8時まで 午後7時から午後9時まで)	(午後9時から翌日の 午前6時まで)
第1種区域	45	40	40
第2種区域	50	45	40
第3種区域	60	55	50
第4種区域	65	60	55

(注1) 騒音の測定は、工場等の敷地境界線において行う。

(注2) 市における基準にあっては、市が設定している。

〔備考〕 第2種、第3種及び第4種区域内にある学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50メートルの区域内の規制基準は、この表から5デシベル減じた値とする。

## 2. 特定建設作業に係る騒音の規制基準

騒音規制法で定める特定建設作業（7ページ別表1参照）を実施するときは、以下の基準を順守する必要があります。

基準値	85デシベル（dB）
作業時刻	第1号区域：午後7時～午前7時の時間内でないこと 第2号区域：午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日当たりの作業時間※	第1号区域：1日当たり10時間を超えないこと 第2号区域：1日当たり14時間を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日でないこと

（注）1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値

2. 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

3. 地域の区分（沖縄県告示第95号、最終改正：平成24年3月16日告示第138号）

第1号区域は、第1種、第2種、第3種区域及び第4種区域のうち学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートルの区域内で、第2号区域は第1号区域以外の地域のことをいう。

### 3. 規制に関する基準の対象外となる特定建設作業

作業の種類 \ 規制の内容	騒音の 大きさ	夜間または 深夜作業 の禁止	一日の作業 時間の制限	作業期間 の制限	日曜日その 他の休日の 作業禁止
作業を開始した日に終わる特定建設作業	×	×	×	×	×
災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要のある特定建設作業	○	×	×	×	×
人の生命または身体に対する危険を防止するため特に行う必要のある特定建設作業	○	×	×	×	×
鉄道または軌道の正常な連行を確保するため特に行う必要のある特定建設作業	○	×	○	○	×
道路法第34条により道路の占有の許可条件によって夜間または休日に行うこととされた特定建設作業	○	×	○	○	×
道路法第35条により協議において、夜間または休日に行うこととされた特定建設作業	○	×	○	○	×
道路交通法第77条により道路の使用許可条件によって夜間または休日に行うこととされた特定建設作業（同法第80条によるものを含む）	○	×	○	○	×
電気事業法による変電所の変電工事で、近接の電気工作物の機能を停止させないと作業員の生命または身体の安全が確保できないため日曜、休日に行う必要のある特定作業建設	○	○	○	○	×

○：基準の適用をうけるもの

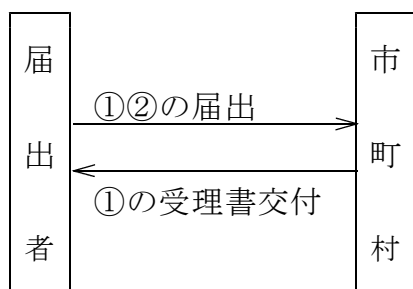
×：基準の適用を受けないもの



## 第6. 届出

騒音規制法では、指定地域内において別表第1に掲げる特定建設作業を伴う建設工事を施行する者は当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、また、指定地域内において別表2に掲げる工業又は事業場に特定施設を設置しようとする者はその特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、当該管轄する市町村長に届出なければならないことになっています。

### 1. 届出の手順



- ① 特定施設の設置届出、使用届出、騒音防止の変更届出、特定施設の種類ごとの数変更届出
- ② 氏名等の変更届出、使用廃止届出、承継届出  
特定建設作業の実施届出、

### 2. 特定施設等

別表1 特定建設作業（騒音規制法）

項	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15Kw以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200Kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が80Kw以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70Kw以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が40Kw以上のものに限る。）を使用する作業

\* 6～8号の「長官が指定するもの」＝平九環告五四（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー）

別表2 騒音に係る特定施設（騒音規制法）

項			
1	金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5Kw以上のものに限る。
		ロ 製管機械	
		ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75Kw以上のものに限る。
		ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。
		ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75Kw以上のものに限る。
		ト 鍛造機	
		チ ワイヤフォーミングマシン	
		リ ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
		ヌ タンブラー	
	ル 切断機	といしを用いるものに限る。	
2	空気圧縮機及び送風機※	原動機の定格出力が7.5Kw以上のものに限る。	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5Kw以上のものに限る。	
4	織機	原動機を用いるものに限る。	
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200Kg以上のものに限る。
6	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5Kw	
7	木材加工機械	イ ドラムパーカー	
		ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25Kw以上のものに限る。
		ハ 碎木機	
		ニ 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15Kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25Kw以上のものに限る。
		ホ 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15Kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25Kw以上のものに限る。
	ヘ かな盤	原動機の定格出力が2.25Kw以上のものに限る。	
8	抄紙機		
9	印刷機械	原動機を用いるものに限る。	
10	合成樹脂射出成型機		
11	鋳型造形機	ジョルト式のものに限る。	

※原動機の定格出力が7.5kw以上の送風機を有する冷却塔も対象となります。（H21.8.14付け環境省・大気環境局大気生活環境室長通達）

## 第7. 計画変更勧告・改善勧告及び改善命令

区分	勧告基準	区分	勧告命令期限	勧告命令対象者	勧告者又は命令者	命令違反者
特定工場等	規制基準に適合しないことにより特定工場等の周囲の生活環境がそこなわれると認めるとき。	計画変更	届出受理の日から30日以内	特定施設の設置及び数等の変更の届出者	市町村長	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
		改善	勧告命令者が定める。	設置場		
特定建設作業	規制基準に適合しないことにより特定建設作業の場所の周囲の生活環境が著しくそこなわれると認められるとき。	改善	勧告命令者が定める。	元請負業者	市町村長	5万円以下の罰金

(注) 経過措置に伴う届出を提出した工場又は事業場については、指定地域になった日又は特定施設となった日から3年間（県条例に係る特定施設は1年間）は改善勧告や改善命令は適用されない。

## 第8. 届出事務処理概要

別表3は騒音規制法に基づく特定施設等関連する届出の種類別に根拠条項、届出を要する場合、届出期間、添付書類等を一覧で示したものです。

別表3 届出の種類等の一覧

番号	届出書の名称	根拠条項	届出を必要とする場合	届出時期	添付書類	備考	届出者
1	特定施設設置届出書	法第6条第1項	指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合	特定施設の設置の工事開始30日前	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音防止の方法</li> <li>特定施設の配置図</li> <li>特定工場等及びその付近の見取図</li> </ul>		設置者
2	特定施設使用届出書	法第7条第1項	①1の地域が指定地域となった際、現に指定地域内にその施設を設置している場合 ②1の施設が特定施設となった際、現に指定地域内にその施設を設置している場合	当該地域が指定地域となった日、又は特定施設となった日から30日以内	同上	②の場合その施設以外の特定施設や設置していないものに限る	同上

番号	届出の名称	根拠条項	届出を必要とする場合	届出期間	添付書類	備考	届出者
3	特定施設の種類の数等の変更届出書	法第8条第1項	1又は2の届出を行った特定施設の種類の数を変更をしようとする場合	変更に係る工事の開始日の30日前	・騒音防止の方法 ・特定施設の配置図 ・特定工場等及びその付近の見取図	特定施設の種類の数を減少する場合及びその数を間近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合は除く	特定施設設置及び使用の届出者
4	騒音防止の方法の変更届出	法第8条第1項	1又は2の届出を行った特定工場等で騒音防止の方法を変更しようとする場合	同上	同上	変更により特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合を除く	特定施設設置及び使用の届出者
5	氏名の変更等届出書	法第10条	届出を行った者の氏名、住所、及び法人にあっては代表者の氏名、並びに工場、事業場の名称、所在地の変更があった場合	変更の日から30日以内	—	—	同上
6	特定施設使用全廃届出書	法第10条	特定施設をすべて廃止した場合	廃止した日から30日以内	—	—	同上
7	承継届出書	法第11条第3項	届出を行った者から特定施設を譲り受け、借受けた場合、又は相続、合併があった場合	承継があった日から30日以内	—	—	承継者
8	特定施設作業実施届出書	法第14条第1項第2項	特定建設作業を行う場合 (作業を開始した日に終わる作業を除く)	建設作業開始の日の7日前まで(非常事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要があった場合は速やかに)	・作業場所の付近の見取図 ・工事工程の概要を示した工事工程表	—	元請負業者
9	光ディスク提出書	法施行規則第11条	法の届出書及びその添付書類を光ディスクにより提出する場合	書面による届出と同じ	法の届出書及びその添付書類を記録した光ディスクを提出する	—	書面による届出者と同じ

## 特定施設の設置の届出(法第6条 第1項)

特定施設の設置の届出のあった場合は、受付、形式審査、受理及び内容審査の手順で行う。地方公共団体によって受付事務は相談窓口で他の届出、申請等とあわせて行われる場合があるので、内容審査を行う騒音担当係との連絡は密にしておくことが望まれる。

### 1. 形式審査

- ① 届出された施設が騒音規制法の「特定施設」か。かつ、指定地域内において設置されるものか。また、当該施設が鉱山（鉱山保安法第2条第2項）に設置される施設、電気工作物（電気事業法第2条第7項）に係る施設、あるいはガス工作物（ガス事業法第2条第7項）に係る施設ではないものか。
- ② 届出者は代表権を有しているか。代表権を有していない場合には代表者の委任状が添付されているか。
- ③ 記載事項に記入もれはないか。
- ④ 添付書類は完備しているか。
- ⑤ 特定施設設置工事開始の日（着工予定日）より30日以前の届出であるか。
- ⑥ 届出の単位（各工場、事業場）ごとに届出書が作成されているか。
- ⑦ 様式及び大きさは所定どおりか。（届出書及び別紙の大きさは図面、表等やむをえないものを除き日本産業規格A4とする。）
- ⑧ 提出部数はどうか。（届出書の正本にその写しを添え2通とする。）なお届出書には代表者の氏名のほか実際に事務を担当する者の氏名、電話番号を用紙の余白に記しておくことと受付後の連絡に都合がよい。

### 2. 受理

形式審査を行った結果、完備している場合、届出書受理簿に記入する。

### 3. 内容審査

届出に係る「特定工場等」から発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境をそこなうおそれがないか、この点は、事務の最も中心となる部分であって、特定施設の種類、能力、レイアウト、建物の構造及び工場周辺の状況、屋外作業の有無などについて細かく検討する必要がある。

- ① 騒音規制地域区分図（又は用途地域区分図）によって届出に係る工場等の所在地の地域区分を確認する。
- ② 届出工場等の操業時間、特定施設の稼業時間と該当する規制基準値を確認する。
- ③ 特定施設の配置と工場周辺の民家等の立地状況を確認する。
- ④ 特定施設から発生する騒音の敷地境界線における騒音レベルを推定する。
- ⑤ 届出の特定施設が設置されることによって規制基準と適合しないことにより、周辺的生活環境をそこなうおそれがあると判断される場合には届出者に対し計画を変更するよう法第9条の規定に基づき計画変更の勧告を行う。

なお、当該勧告に至る前に、届出者に対し上記の判断の旨を示唆し、自主的に計画を変更するよう指導することはさしつかえない。

### 4. 留意事項

- ① 受付の際、形式審査を行い、不備な書類はその場で訂正させる。その場で訂正できない場合は書類を一旦返却し、受付印は押さない。
- ② 受付日は届出書を受けとったとき、受理日は形式審査が完了したときとするが、受付日と受理日が一致することが望ましい。

- ③ 騒音規制法では大気汚染防止法に定めるような実施制限の規定は定められていないが、事前届出により騒音防止を図るため市町村長が届出内容について審査を行い、必要な場合には当該届出に係る計画について計画変更勧告を行なう仕組みとなっている。そのために必要な期間を30日とし、届出は特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに行わなければならないとされている。これにより事実上実施の制限と同様の効果をもたせている。
- ④ 工場等周辺の暗騒音の状況も把握しておくことが望ましい。
- ⑤ 規制基準が遵守されると推定される場合においても、近接して民家があり、操業開始後に問題の発生するおそれがある場合は、届出者に対し、周辺民家に対する配慮を怠ることのないよう指導することが望ましい。
- ⑥ 計画変更勧告は届出を受理した日から30日以内に限り行えるものである。
- ⑦ 受理時には、将来特定施設の数の変更等がある場合は騒音規制法に基づく届出義務がある旨を申し添えておくことが望ましい。

## 5. 届出書作成上の指導事項

事業者側より届出書作成のため事前に相談を受けたときは、記入例を示すなどにより具体的に記入要項について指導するとともに、添付書類の内容についても、届出時の審査が円滑に行えるよう、事業内容に応じ必要な指示を与えておく。

- ① 特定施設については、設置されるもののみを対象とし、台座が固定されていないものなどについては対象としないこと、また、船舶又は車輛に設置する施設は、「工場又は事業場に設置される施設」に含まれないので、騒音規制法にいう特定施設には該当しない。
- ② 騒音の防止方法は、特定施設の設置状況に応じて異なるので、講じようとする措置の概要を明らかにさせるとともに具体的にできるかぎり図面、表等を添付させる。
  - ・騒音建造物、作業場の姿図、構造
  - ・音源室の防音措置を記載した書類
  - ・消音器の構造及び設置位置を示す図
  - ・特定施設その他の騒音の大きい施設の構造図
  - ・作業工程と騒音発生状況及び対策の関連図
  - ・その他騒音防止を示す表、資料
- ③ 特定施設の配置図には、建物（屋外設置については敷地）内の特定施設、その他騒音の大きい主要な機械、作業の正確な位置を明示させ、縮尺又は距離を記載させる。
- ④ 特定工場等及び附近の見取図には工場、事業場の所在地が一目で分かるように主要目標並びに附近の状況（住宅、学校、病院空地等）も記載させる。
- ⑤ 住所は実質的な生活の本拠たる場所（客観的に生活の中心地であればよい）で、法人にあつては、主たる事務所又は本店の所在地をいう。住居表示に関する法律にいう住居番号を記入させる。
- ⑥ 氏名は当該届出義務者の氏名及び名称をいう。法人にあつてはその代表者の氏名をいう。法人における代表者とは、法人の意志の決定又は実行に参与する地位にあたり、その行為が法人の行為とみなされるものをいう。
- ⑦ 工場又は事業場の名称は当該届出を行う工場又は事業場の一般的名称をいう。
- ⑧ 工場又は事業場の所在地は当該届出を行う工場又は事業場の設置場所をいう。住居表示に関する法律にいう住居番号を記載させる。
- ⑨ 工場、事業場の事業内容は具体的に記入させる。
- ⑩ 常時使用する従業員数には事務員も含める。

## 特定施設の使用届出（法第7条 第1項）

地域の指定が新たになされたときにすでに特定施設を設置している場合、又は法の一部改正などで新たに特定施設が追加され指定地域にこれに該当する施設を設置している場合の届出。

### 1. 処理手順

特定施設の設置の届出の手順に準ずる。

### 2. 留意事項

- ① 地域指定の拡大などにより新たに規制対象とされた特定工場等を把握するための届出であり、その指定地域又は特定地域となった日から30日以内とされているので、提出期限に遅れないようにさせること。
- ② 市町村における広報活動、関係組合等への協力要請などにより未届出工場等のないように努めること。

## 特定施設の変更の届出（法第8条 第1項）

特定施設の変更届出には「特定施設の種類ごとの数変更届出書」と「騒音の防止方法の変更届出書」とがあり、変更内容によっては2種類の届出が必要となる。

### 1. 処理手順

特定施設の設置の届出に準ずる。

### 2. 留意事項

- ① 変更前後の内容を対照させるため、特定施設の配置図等（数の変更）、騒音の防止方法を示す書類等（騒音の防止方法の変更）は新・旧の内容を明確に記入させること。
- ② 特定施設の種類ごとの数の変更届出については、総理府令（施行規則第6条第3項）で定める範囲内であれば届出を要しないので、次の原則と事例を参考に個々に判断すること。
  - ・ 特定施設の種類ごとの数を減少する場合は届出を要しない。
  - ・ 特定施設の種類ごとの数を当該特定施設に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合は届出をしない。
  - 例1. 機械プレス5台を4台以下にする場合（届出を要しない。）
  - 例2. 当初の届出 5台
    - 第1次増設 5台 計10台（届出を要しない。）
    - 第2次増設 1台 計11台（届出を要する。）（当初の届出5台に比べ2倍を超えるので届出が必要となる。）
    - 第3次増設 10台 計21台（届出を要しない。）
    - 第4次増設 2台 計23台（届出を要する。）（直近の届出（第2次増設時）に比べて2倍を超えるので届出が必要となる。）
  - 例3. 特定施設の更新（数の増加でないので届出を要しない。）
  - 例4. 特定施設の大型化（50t→100t）（数の増加ではないので届出を要しない。）
  - 例5. 従来設置していなかった種類の特定施設を設置しようとする場合には第8条の届出を要する。
    - 機械プレス 5台→3台に減少し（届出を要しない）、液圧プレス 0台→1台にする。（法第8条の届出を要する。）
- ③ 騒音の防止方法の変更については、変更により特定工場等から発生する騒音の大きさが増加しないと客観的に判断される場合には届出を必要としない。

- ④ なお、数の変更届出においては、当該変更に係る特定施設以外の種類の施設の使用状況や騒音の防止方法の状況についても特定施設の配置図等においてその現況を確認すること。

### 氏名の変更等届出（法第10条）

- ① 特定施設の届出をした者の氏名又は、名称及び住所。
- ② 工場又は事業場の名称及び所在地並びに法人にあつてはその代表者の氏名に変更があつた場合の「氏名変更等の届出書」と特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止した場合の「特定施設使用全廃届出書」とがあり、届出があつた場合、原則としてただちに受付、受理を行う。
  - 1. 形式審査
    - ① 様式、提出部数はどうか。
    - ② 届出提出月日は、当該事実のあつた日から30日以内であるか。
    - ③ 届出者が代表権を有しない場合には、代表権者の委任状が添付されているか。
    - ④ 記載内容に記入もれはないか。
    - ⑤ 審査の結果完備している場合は、受理簿に記入する。
    - ⑥ 審査の結果不備な場合は、返却簿に記入のうえ、返却付せんをつけ返却し、すみやかに再提出を求める。
  - 2. 留意事項
    - ① 不備な届出が持参された場合、その場で訂正させるか、受付けすることなく返却すること。
    - ② 特定施設使用全廃届については、特定工場数の正確な把握に欠かせないので、組合等を通じ周知徹底を図り、該当する場合には届出書を遅滞なく提出させるよう努めること。

### 承継の届出（法第11条 第3項）

特定施設設置又は特定施設の使用の届出をした者から特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は「承継届出書」を提出することとなる。

また、特定施設設置又は特定施設使用の届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後相続する法人もしくは合併により設立した法人も「承継届出書」を提出することとなる。

- 1. 処理手順
  - ① 氏名の変更等の届出の場合に準ずる。
  - ② 法人にあつては、法人登記簿の写し（裏面証明書付）を確認する。
- 2. 留意事項
  - ① 届出者に対して騒音規制法の趣旨、届出義務等について説明しておくことが望ましい。



記載例

様式第1

## 特定施設設置届出書

○年△月×日

市 町 村 長 殿

住所 ○○市○○町○○番地 TEL (            )

届出者                    ○○○工業株式会社

氏名 代表取締役○○○○

担当者○○○○

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○工場（株） ○○工場	※整理番号			
工場又は事業場の所在地	○○市○○町○○番地	※受理年月日	年 月 日		
工場又は事業場の事業内容	自動車部品プレス工場	※施設番号			
常時使用する従業員数	30人	※審査結果			
△騒音防止の方法	別紙のとおり	※備考			
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
1ーニ  液圧プレス	油  压 ○社K	300トン	1	13 : 0 0	17 : 0 0
1ーホ  機械プレス	フランク △  社	50トン	2	9 : 0 0	17 : 0 0
2        空気圧縮機	往復型 ○○社	20KW	1	同  上	同  上

- 備考 1. 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
2. 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音装置、遮音屏の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
3. ※印の欄には、記載しないこと。
4. 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

# 騒音特定施設に係る届出書と添付書類の作成要領

## 1. 届出書の提出方法

届出書、添付書類は同一の工場、事業場ごとに正及び写し1通（2通）を添えて、当該工場の所在する市町村の環境担当課に提出して下さい。

なお、届出用紙に特定施設を記入できない場合には継続紙(同じ様式で別に定めはない。)に記入して下さい。

## 2. 届出書の記入要領

- (1) 年月日：実際に届出書を提出する年月日を記入すること。
- (2) 届出者：代表者の氏名のほか、実際に事務を担当する者の氏名並びに連絡先（電話番号、内線番号）を用紙の余白に記載すること。
- (3) 工場、事業場の事業内容：自動車部品加工業、製材業など具体的に記載すること。
- (4) 常時使用する従業員数：事務員も含めること。
- (5) 特定施設の種類：特定施設の種類ごとに項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときは、その記号及び名称を記載すること。
- (6) 特定施設の公称能力：各特定施設の公称能力の記載のしかたは、次のとおりとする。

㊦ 液圧プレス=加圧能力(トン)	㊩ 機械プレス=呼び加圧能力(トン)
㊧ 鍛造機=落下部分の重量(kg)	㊪ コンクリートプラント=混練容量(m <sup>3</sup> )
㊨ アスファルトプラント混練重量(kg)	

その他の特定施設は、すべて原動機の定格出力(kw)で記載すること。ただし、1馬力は0.74kwに相当する。
- (7) 特定施設の使用開始及び終了時刻：特定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻を記入すること。
- (8) 騒音防止の方法：工場、事業場で実施している騒音の防止の方法を別紙用紙（別に定めはない）に詳しく記載すること。（新設の工場、事業場は必ず記載すること。）

## 3. 添付書類

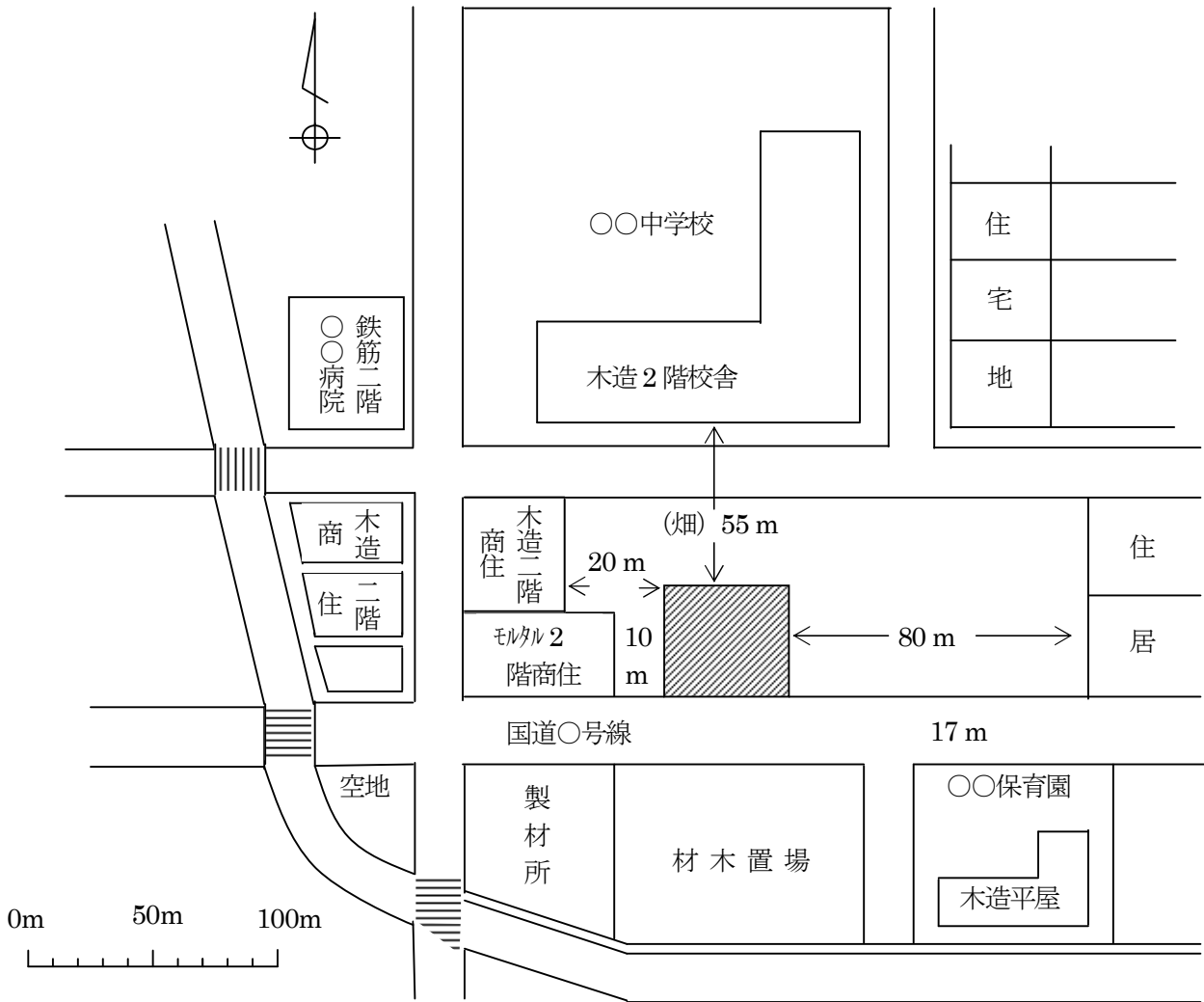
### ① 特定施設の配置図

工場、事業場の敷地内の建物、特定施設、その他騒音の大きい主要な機械、作業の正確な位置を示した図面（縮尺又は距離を記入すること。）

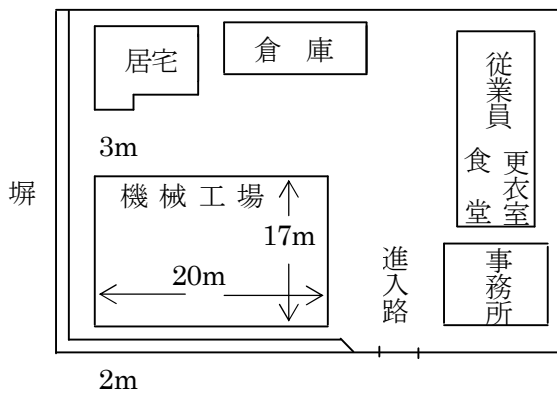
### ② 特定工場およびその附近の見取図（工場の周囲100m以内）

工場、事業場の所在地が一目でわかるように主要目標並びに附近の状況（住宅、学校、病院等）を示す図面（縮尺又は距離を記入すること。）

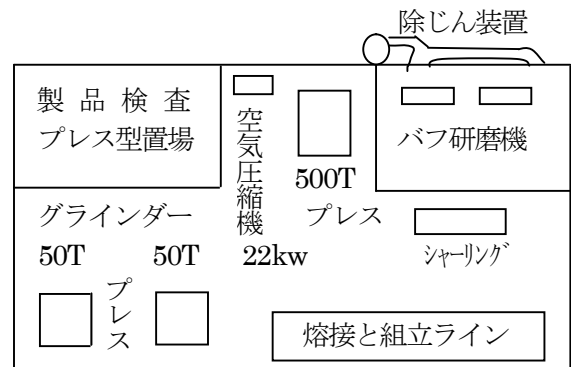
〇〇町工場の付近の見取り図



敷地内の建物配置図



機械施設の配置図



- (注) 1. 東西南北の表示か記号を記入する。  
 2. 隣地の状況を明記する。  
 3. 敷地面積等を記載する。  
 4. 野外作業の有無を記載する。  
 5. 特定施設等から敷地境界までの距離を記入する。

記載例

様式第9

## 特 定 建 設 作 業 実 施 届 出 書

○年△月×日

市 町 村 長 殿

住 所 ○○町字○○△△番地

○○建設工業（株）

氏 名（名称代表者氏名） ○○○○

特定建設作業を実施するので騒音規制法第14条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	○○ビル新設工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	○○ビル鉄筋コンクリート造5階建			
特定建設作業の場所	くい打機を使用する作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	ディーゼルパイルハンマー ○○製 △△型	1. ラム重量 2. 落下長 3. 打撃回数	○○ k g ○m ○○回/分	
特定建設作業の場所	○○町△△○○番地			
特定建設作業の実施の期間	自 昭和61年3月28日 至 昭和61年4月2日		5日間	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 8時	至 17時	4日	7時間
騒音の防止の方法	高さ4mの防音塀を周囲にめぐらす			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○○町△△××番地 ○○○○		TEL ( )	
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○○△△		TEL ( )	
下請負人が特定建設作業を実施する場合は当該下請人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○○町字○○××番地 ○○××		TEL ( )	
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	△△○○		TEL ( )	
※ 受理 年 月 日	年	月	日	整理番号
※ 審査結果				

- 備考
- 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
  - 2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
  - 3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合には作業しない日を明示すること。
  - 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

# 特定建設作業に係る届出書と添付書類の作成要領

## 1. 届出書の提出方法

届出書は、発注者から建設工事を請負った元請負者が特定建設作業の種類ごとに正及び写し1通（2通）を添えて当該建設作業を実施する市町村の環境担当課に提出して下さい。

## 2. 届出書の記入要領

- ① 年月日：実際に届出書を提出する年月日を記入すること。
- ② 届出者：代表者の氏名のほか実際に事務を担当する者の氏名並びに連絡先（電話番号、内線番号）を用紙の余白に記載すること。
- ③ 建設工事の名称：当該建設工事に係る工事の名称を具体的に記載すること。例えば〇〇ビル新設工事、〇〇商店改築工事、〇〇道路改良工事等。
- ④ 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類：例えば、〇〇道路とか、〇〇ビル等を記載していただき、工作物の種類には建築物の構造等を具体的に記載すること。
- ⑤ 特定建設作業の種類：届出に係る建設作業の種類を記載すること。
- ⑥ 騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様：当該建設作業に係る機械の名称、型式及び仕様を具体的に詳しく記載すること。
- ⑦ 特定建設作業の場所：建設作業を実施する所在地（地番まで明確にすること）を記載すること。
- ⑧ 特定建設作業の実施の期間：日曜日、祭日等を含めた総日数を記載すること。
- ⑨ 特定建設作業の開始及び終了の時刻：建設作業の開始及び終了時刻を記載するとともに作業日については実施期間の中で日曜日、祭日を除いた日数、すなわち実際に建設作業を実施する日数を記載すること。また、実働時間については1日の作業時間を記載すること。
- ⑩ 騒音の防止の方法：例えば、建設機械に防具をつける、作業現場周辺に板がこいをする等具体的に記載すること。

## 3. 添付書類

- ① 特定建設作業の場所の附近の見取図  
作業現場の場所の状況が一目でわかるように主要目標等をあわせて記載すること。
- ② 特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示した図面。

様式第1

特定施設設置届出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号			
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日		年	月 日
工場又は事業場の事業内容		※ 施設番号			
常時使用する従業員数		※ 審査結果			
△騒音の防止の方法	別紙のとおり。		※ 備考		
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第2

特定施設使用届出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

騒音規制法第7条第1項の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号			
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日		年 月 日	
工場又は事業場の事業内容		※ 施設番号			
常時使用する従業員数		※ 審査結果			
△騒音の防止の方法	別紙のとおり。		※ 備考		
特定施設の種別	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第3

特定施設の種類ごとの数変更届出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号						
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日					
		※ 施 設 番 号						
		※ 審 査 結 果						
		※ 備 考						
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)

備考 1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であつても、法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。

2 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



様式第4

騒音の防止の方法変更届出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

騒音規制法第8条第1項の規定により、騒音の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
△騒音の防止の方法	変 更 前	変 更 後	※ 施 設 番 号
	別紙のとおり。		※ 審 査 結 果
			※ 備 考

- 備考 1 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第6

氏名等変更届出書

年 月 日

市町村長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、騒音規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※ 整理番号	
	変更後		※ 受理年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日	※ 施設番号	
変更の理由			※ 備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7

特定施設使用全廃届出書

年 月 日

市町村長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

特定施設のすべての使用を廃止したので、騒音規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
使用全廃の年月日	年 月 日	※ 施設番号	
使用全廃の理由		※ 備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8

承 継 届 出 書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

特定施設に係る届出者の地位を継承したので、騒音規制法第11条第3項の規定により、次のとおり届けます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
承継の年月日	年 月 日	※ 施設番号	
被 承 継 者	氏名又は名称	※ 備 考	
	住 所		
承継の原因			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9

特定建設作業実施届出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名  
電話番号

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		時間
騒音の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

- 備考
- 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
  - 2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
  - 3 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
  - 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第10

光ディスク提出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

騒音規制法第 条第 項の規定による届出に際し提出すべき書類（その添付書類を含む。）に明示すべき事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出します。

本提出書に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 光ディスクに記録された事項

2. 光ディスクと併せて提出される書類

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 法令の条項については、当該届出の根拠条項を記載すること。
  - 3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
  - 4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本提出書に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。

# 振 動

## (振動規制法)

### 目 次

第1	目 的	30
第2	規制の対象	30
第3	振動規制法の体系	30
第4	規制地域の指定	31
	1. 振動規制地域の区域区分と都市計画法の用途地域との関係	31
	2. 振動規制地域の指定状況	32
第5	規制基準	33
	1. 特定工場等に係る振動の規制基準	33
	2. 特定建設作業に係る振動の規制基準	34
	3. 規制に関する基準の対象外となる特定建設作業	35
第6	届 出	35
第7	計画変更勧告、改善勧告及び改善命令	37
	振動特定施設に係る届出書の作成要領	38
	特定建設作業に係る届出書の作成要領	39
	○届出に係る関係様式	40



## 第1. 目的

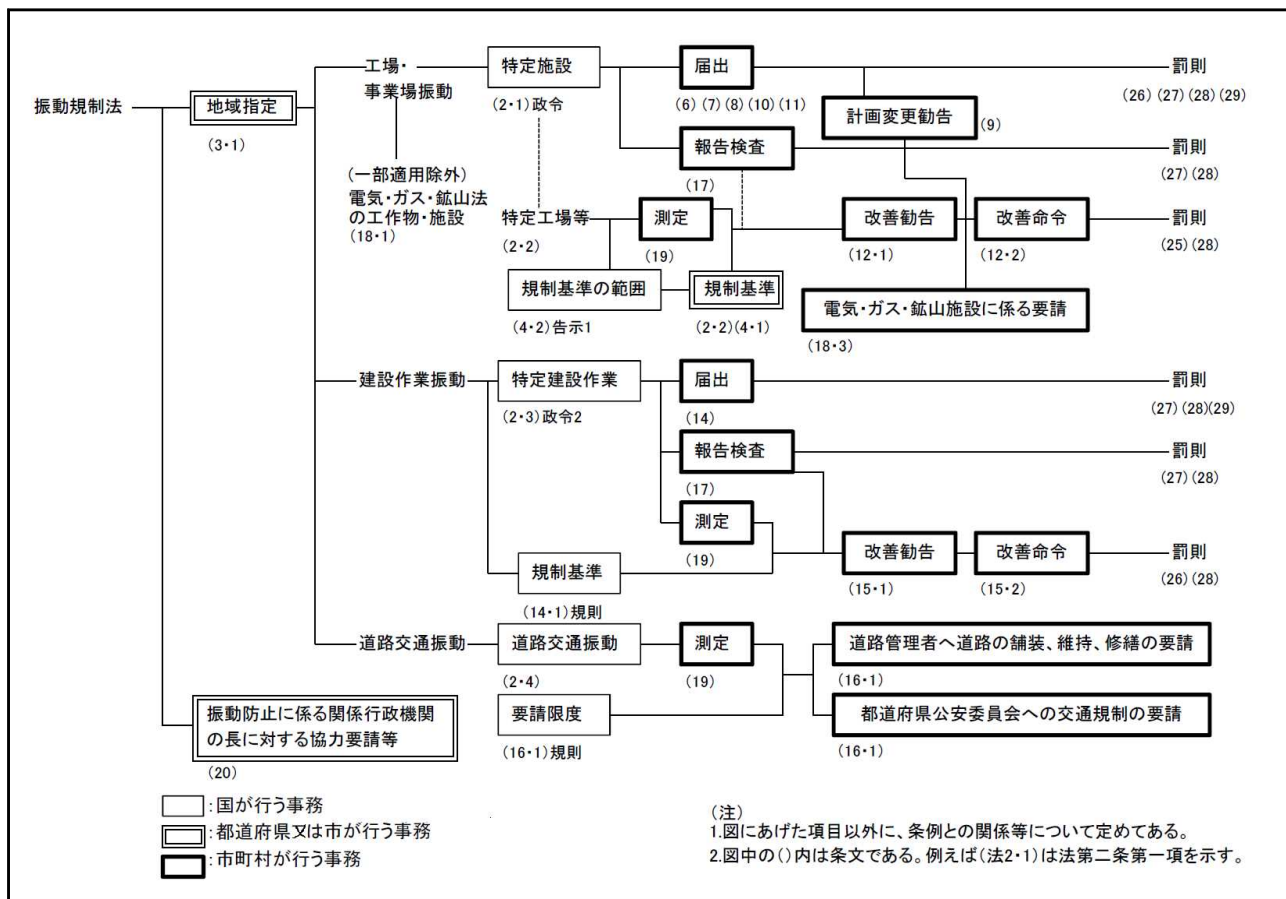
振動規制法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により生活環境を保全し、人の健康の保護に資することを目的としています。

## 第2. 規制の対象

1. 特定施設（別表1）を設置する工場又は事業場
2. 特定建設作業（別表2）
3. 道路交通振動

## 第3. 振動規制法の体系

【振動規制法体系図】



#### 第4. 規制地域の指定

振動規制法で定める特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域は、町村の区域については、県知事が町村長の意見をきいて指定することとされています。

沖縄県では、次の各町村の一部を第1種及び第2種区域に区分し、規制する地域を指定しています。（昭和54年沖縄県告示第96号、最終改正：令和3年3月23日告示第120号）

地域を表示した図面は環境部環境保全課に備え置いて縦覧に供するとともに、県環境保全課ホームページ上に掲載しています。

県環境保全課HP：

[https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/hozen/taiki/noise/vib\\_map.html](https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/hozen/taiki/noise/vib_map.html)

なお、市の区域については市長が規制する地域の指定を行っています。

振動に係る地域指定のある町村名（7町3村の計10町村）

本部町	読谷村	北中城村	与那原町	南風原町	北谷町	中城村	西原町	八重瀬町	嘉手納町
-----	-----	------	------	------	-----	-----	-----	------	------

#### 1. 振動規制地域の区域区分と都市計画法の用途地域との関係

振動規制地域の区域区分は、都市計画法における用途地域を基本として指定しています。

	特定工場等及び道路 交通振動区域区分	特定建設作業振動区域区分	都市計画法 用途地域
第1種 区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。	規則別表第1号の付表 第1号区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。	第1種、第2種低層住居 専用地域 第1種、第2種中高層住 居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域
第2種 区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
		同第2号区域 (学校等、特に静穏の保持を必要とする80mの区域内は第1号区域)	工業地域

(注) 都市計画法の用途地域外においても必要に応じて規制地域として指定している。

## 2. 振動規制地域の指定状況

県内町村の規制地域の指定状況は、下表のとおりとなっています。

町村名	第1種区域	第2種区域	備考
本部町	付表の本部町の項の1の地域	付表の本部町の項の2の地域	
読谷村	第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域	準工業地域	地域を表した図面は県環境保全課ホームページの振動規制法に基づく規定地域を参照。
北中城村	第1種、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域 付表の北中城村の項の1の地域	商業地域 準工業地域	
与那原町	第1種、第2種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	
南風原町	第1種、第2種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域 付表の南風原町の項の1の地域	近隣商業地域 準工業地域 工業地域	
北谷町	第1種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	
中城村	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 付表の中城村の項の1の地域	付表の中城村の項の2の地域	
西原町	第1種、第2種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 付表の西原町の項の1の地域	近隣商業地域 準工業地域 付表の西原町の項の2の地域	
八重瀬町	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域 付表の八重瀬町の項の1の地域	近隣商業地域	
嘉手納町	第1種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	

## 付表

町村名	区分	区域
本部町	1	本部町の地域のうち、字浦崎、字浜元、字野原、字伊野波、字渡久地、字東、字辺名地、字谷茶、字大浜、字健堅及び字崎本部の各一部
	2	本部町の地域のうち、字渡久地、字谷茶、字米須、字大浜及び字崎本部の各一部
北中城村	1	北中城村の地域のうち、字島袋、字喜舎場、字屋宜原、字瑞慶覧、字安谷屋、字荻道、字大城、字渡口及び字熱田の各一部
南風原町	1	南風原町の地域のうち、字大名、字宮城、字新川、字宮平、字本部、字照屋、字喜屋武、字津嘉山、字山川、字神里及び字与那覇の各一部
中城村	1	中城村の地域のうち、字伊舎堂、字添石、字屋宜及び字当間の各一部
	2	中城村の地域のうち、字泊の一部
西原町	1	西原町の地域のうち、字幸地、字池田、字小波津、字桃原、字安室、字与那城、字我謝、字翁長、字上原、字呉屋、字津花波、字小橋川、字小那覇及び字兼久の各一部
	2	西原町の地域のうち、字徳佐田の一部
八重瀬町	1	八重瀬町の地域のうち、字外間、字宜次、字友寄、字小城、字当銘、字志多伯、字高良、字世名城及び字富盛の各一部

## 第5. 規制基準

### 1. 特定工場等に係る振動の規制基準

特定工場等に係る振動の規制基準は、国が規制基準の範囲を定め、都道府県、又は市がその範囲内で規制基準設定することとされています。県内町村区域における基準は、下表のとおりです。

	昼 間 〔 午前8時から 午後7時まで 〕	夜 間 〔 午後7時から 翌日の午前8時まで 〕
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

(注1) 振動の測定は、工場等の敷地境界線において行う。

(注2) 市における基準にあっては、別途、市が設定している。

〔備考〕 第1種及び第2種区域内にある学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50メートルの区域内の規制基準は、この表から5デシベル減じた値とする。

## 2. 特定建設作業に係る振動の規制基準

振動規制法で定める特定建設作業（36ページ別表2参照）を実施するときは、以下の事項を順守する必要があります。

基準値	75デシベル（dB）
作業時刻	第1号区域：午後7時～午前7時の時間内でないこと 第2号区域：午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日当たりの作業時間※	第1号区域：1日当たり10時間を超えないこと 第2号区域：1日当たり14時間を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日でないこと

- (注) 1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値
2. 基準値を超えている場合、振動の防止の方法のみならず、1日当たりの作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。
3. 地域の区分（昭和54年沖縄県告示第96号、最終改正：平成28年3月29日告示第194号）
- 第1号区域は、騒音規制法に基づく地域区分（昭和54年沖縄県告示第95号、最終改正：平成28年3月29日告示第193号）第1種、第2種、第3種区域及び第4種区域のうち学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートル以内の区域内で、第2号区域は、第1号区域以外の地域をいう。

### 3. 規制に関する基準の対象外とする特定建設作業

作業の種類	規制の内容	振動の大きさ	夜間または深夜作業の禁止	1日の作業時間の制限	作業時間の制限	日曜日その他の休日の作業禁止
作業を開始した日に終わる特定建設作業		×	×	×	×	×
災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要のある特定建設作業		○	×	×	×	×
人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要のある特定建設作業		○	×	×	×	×
鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要のある特定建設作業		○	×	○	○	×
道路法第34条により道路の占用の許可条件によって夜間または休日に行うこととされた特定建設作業		○	×	○	○	×
道路法第35条により協議において、夜間または休日に行うこととされた特定建設作業		○	×	○	○	×
道路交通法第77条により道路の使用許可条件によって夜間または休日に行うこととされた特定建設作業（同法第80条によるものを含む）		○	×	○	○	×
電気事業法による変電所の変更工事で、近接の電気工作物の機能を停止させないと作業員の生命または身体の安全が確保できないため日曜、休日に行う必要のある特定建設作業		○	○	○	○	×

○：基準の適用を受けるもの

×：基準の適用をうけないもの

## 第6. 届出

振動規制法では、別表1に掲げる特定施設を設置する工場、事業場及び別表2に掲げる特定建設作業を実施する者は、当該工場等を管轄する市町村長に届出を行わなければならないことになっています。

### 1. 届出の手順

騒音規制法と同じ。

別表1 特定施設（振動規制法）

1	金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ セン断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
6	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

別表2 特定建設作業（振動規制法）

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

## 第7. 計画変更・改善勧告及び改善命令

区分	勧告基準	区分	勧告命令期限	勧告命令対象者	勧告者又は命令者	命令違反者
特定工場等	規制基準に適合しないことにより特定工場等の周辺的生活環境がそこなわれると認められるとき。	計画変更	届出受理の日から30日以内	特定施設の設置及び数等の変更の届出者	市町村長	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
		改善	勧告命令者が定める。	特定工場等設置者		
特定建設作業	環境省令で定める基準※に適合しないことにより特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しくそこなわれると認められるとき。	改善	勧告命令者が定める。	特定建設作業に係る建設工事の元請負人	市町村長	30万円以下の罰金

(注) 経過措置に伴う届出を提出した特定工場については、指定地域になった日又は特定施設となった日から3年間（特定施設が鍛造機では4年間）は、関係市町村長は改善勧告や改善命令は行わない。

※環境省令で定める基準とは、「2. 振動規制法に基づく特定施設建設作業に係る振動の基準」をさす。

## 第8. 届出等事務処理概要

振動規制法による届出と騒音規制法による届出との関係であるが、特定施設の種類、規模によっては両方の届出が必要な場合がある。

振動規制法に基づく届出書の様式は、届出者の利便を考慮して騒音規制法に基づく届出書の様式と十分整合が図られているので、同一番号の様式について、騒音、振動とも同時に届出がなされる場合には、例えば複写紙の使用により1回の記載で済むようにさせるなど、なるべく届出者に負担がかからないよう配慮する。またこの場合、それぞれの届出書に添付すべき書類について内容が同一であるときは、振動に関する届出書にはその旨付記させたいえ添付書類を省略させても差し支えない。

受理後の事務処理についてはそれぞれ別個の法律に基づく事務であるので、別々に形式審査、内容審査を進めることになるが、届出内容に関する行政指導等は同時に行っていくことが望ましい。



# 振動特定施設に係る届出書の作成要領

## 1. 届出書の提出方法

届出書、添付書類は同一の工場、事業場ごとに正及び写し1通（2通）を添えて、当該工場の所在する市町村の環境担当課に提出して下さい。

なお、届出用紙に特定施設を記入できない場合は、継続紙（同じ様式で別に定めはない。）に記入して下さい。

## 2. 届出書の記入要領

- (1) 年月日：実際に届出書を提出する年月日を記入すること。
- (2) 届出者：代表者の氏名のほか、実際に事務を担当する者の氏名並びに連絡先（電話番号、内線番号）を用紙の余白に記載すること。
- (3) 工場、事業場の事業内容：自動車部品加工業、製材業など具体的に記載すること。
- (4) 常時使用する従業員数：事務員も含めること。
- (5) 特定施設の種類：特定施設の種類ごとに項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときは、その記号及び名称を記載すること。
- (6) 特定施設の公称能力：各特定施設の公称能力の記載のしかたは、次のとおりとする。

㊦ 液圧プレス＝加圧能力 (ト)	㊧ 機械プレス＝呼び加圧能力 (ト)
㊨ 鍛造機＝落下部分の重量 (kg)	㊩ 鋳造型機＝ジョルト容量 (kg)
㊪ 合成樹脂射出成形機＝射出量 (オンス or gr)	

その他の特定施設は、すべて原動機の定格出力 (kw) で記載すること。ただし、1馬力は0.74kwに相当する。
- (7) 特定施設の使用開始及び終了時刻：特定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻を記入すること。
- (8) 振動防止の方法：工場、事業場で実施している振動の防止の方法を別紙用紙（別に定めはない。）に詳しく記載すること。（新設の工場、事業場は必ず記載すること。）

## 3. 添付書類

### ① 特定施設の配置図

工場、事業場の敷地内の建物、特定施設、その他振動の大きい主要な機械、作業の正確な位置を示した図面（縮尺又は距離を記入すること。）

### ② 特定工場及びその附近の見取図（工場の周囲100m以内）

工場、事業場の所在地が一目でわかるように主要目標並びに附近の状況（住宅、学校、病院等）を示す図面（縮尺は距離を記すること。）

# 特定建設作業に係る届出書の作成要領

## 1. 届出書の提出方法

届出書は、発注者から建設工事を請負った元請負者が特定建設作業の種類ごとに正及び写し1通（計2通）を添えて当該特定建設作業を実施する市町村の環境担当課に提出して下さい。

## 2. 届出書の記入要領

- ① 年月日：実際に届出書を提出する年月日を記入すること。
- ② 届出者：代表者の氏名のほか実際に事務を担当する者の氏名並びに連絡先（電話番号、内線番号）を用紙の余白に記載すること。
- ③ 建設工事の名称：当該建設作業に係る工事の名称を具体的に記載すること。例えば〇〇ビル新設工事、〇〇商店改築工事、〇〇道路改良工事等。
- ④ 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類：例えば、〇〇道路とか、〇〇ビル等を記載していただき、工作物の種類には建築物の構造等を具体的に記載すること。
- ⑤ 特定建設作業の種類：届出に係る建設作業の種類を記載すること。
- ⑥ 振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様：当該建設作業に係る機械の名称、型式及び仕様を具体的に詳しく記載すること。
- ⑦ 特定建設作業の場所：建設作業を実施する所在地（地番まで明確にすること）を記載すること。
- ⑧ 特定建設作業の実施の期間：日曜日、祝日等を含めた総日数を記載すること。
- ⑨ 特定建設作業の開始及び終了の時刻：建設作業の開始及び終了時刻を記載するとともに、作業日については実施機関の中で日曜日、祝日を除いた日数、すなわち実際に建設作業を実施する日数を記載すること。また、実働時間については具体的に記載すること。
- ⑩ 騒音の防止の方法については具体的に記載すること。

## 3. 添付書類

- ① 特定建設作業の場所の附近の見取図  
作業現場附近の状況が一目でわかるように主要目標等をあわせて記載すること。
- ② 特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示した図面。

様式第1(第4条関係)

特定施設設置届出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

振動規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号			
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日		年	月 日
工場又は事業場の事業内容		※ 施設番号			
常時使用する従業員数		※ 審査結果			
振動の防止の方法	別紙のとおり。		※ 備考		
特定施設の種類の種類	型 式	公 能 称 力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、吊<sup>つり</sup>基礎、直接支持基礎(板ばね、コイルばね等を使用するもの)、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第2(第5条関係)

特定施設使用届出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

振動規制法第7条第1項の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号			
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日		年 月 日	
工場又は事業場の事業内容		※ 施 設 番 号			
常時使用する従業員数		※ 審 査 結 果			
振動の防止の方法	別紙のとおり。		※ 備 考		
特定施設の種類の種類	型 式	公 能 称 力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、吊基礎、直接支持基礎(板ばね、コイルばね等を使用するもの)、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第3(第6条関係)

特定施設の種別及び能力ごとの数  
 特定施設の使用方法 変更届出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

振動規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種別及び能力ごとの数の変更について、特定施設の使用方法

て次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号						
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日		年 月 日				
		※ 施 設 番 号						
		※ 審 査 結 果						
		※ 備 考						
特定施設の種別	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前(時・分)	変更後(時・分)	変更前(時・分)	変更後(時・分)

- 備考 1 特定施設の種別及び能力ごとの数又は特定施設の使用方法に変更がある場合であつても、振動規制法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種別については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種別の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4(第6条関係)

振動の防止の方法変更届出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

振動規制法第8条第1項の規定により、振動の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
振動の防止の方法	変 更 前	変 更 後	※ 施 設 番 号
	別紙のとおり。		※ 審 査 結 果
			※ 備 考

- 備考 1 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第6(第8条関係)

氏名等変更届出書

年 月 日

市町村長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、振動規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※ 整理番号	
	変更後		※ 受理年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日	※ 施設番号	
変更の理由			※ 備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7(第8条関係)

特定施設使用全廃届出書

年 月 日

市町村長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

特定施設のすべての使用を廃止したので、振動規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
使用全廃の年月日	年 月 日	※ 施設番号	
使用全廃の理由		※ 備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



様式第8(第9条関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、振動規制法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
承 継 の 年 月 日	年 月 日	※ 施 設 番 号	
被 承 継 者	氏 名 又 は 名 称	※ 備 考	
	住 所		
承 継 の 原 因			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9(第10条関係)

特定建設作業実施届出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名  
電話番号

特定建設作業を実施するので、振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
				日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		時間
振動の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

備考 1 この届出書は、振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。

- 2 特定建設作業の種類欄には、振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
- 3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第10(第10条の2関係)

光ディスク提出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

振動規制法第 条第 項の規定による届出に際し提出すべき書類（その添付書類を含む。）に明示すべき事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出します。

本提出書に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 光ディスクに記録された事項

2. 光ディスクと併せて提出される書類

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 法令の条項については、当該届出の根拠条項を記載すること。
  - 3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
  - 4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本提出書に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。

# 悪臭

## (悪臭防止法)

### 目次

第1	目的	50
第2	規制の対象	50
第3	悪臭防止法の体系	50
第4	規制地域の指定	51
第5	規制基準	54
	1. 特定悪臭物質規制	54
	2. 臭気指数規制	57
第6	改善勧告及び改善命令	58

## 第1. 目的

悪臭防止法は工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止法対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

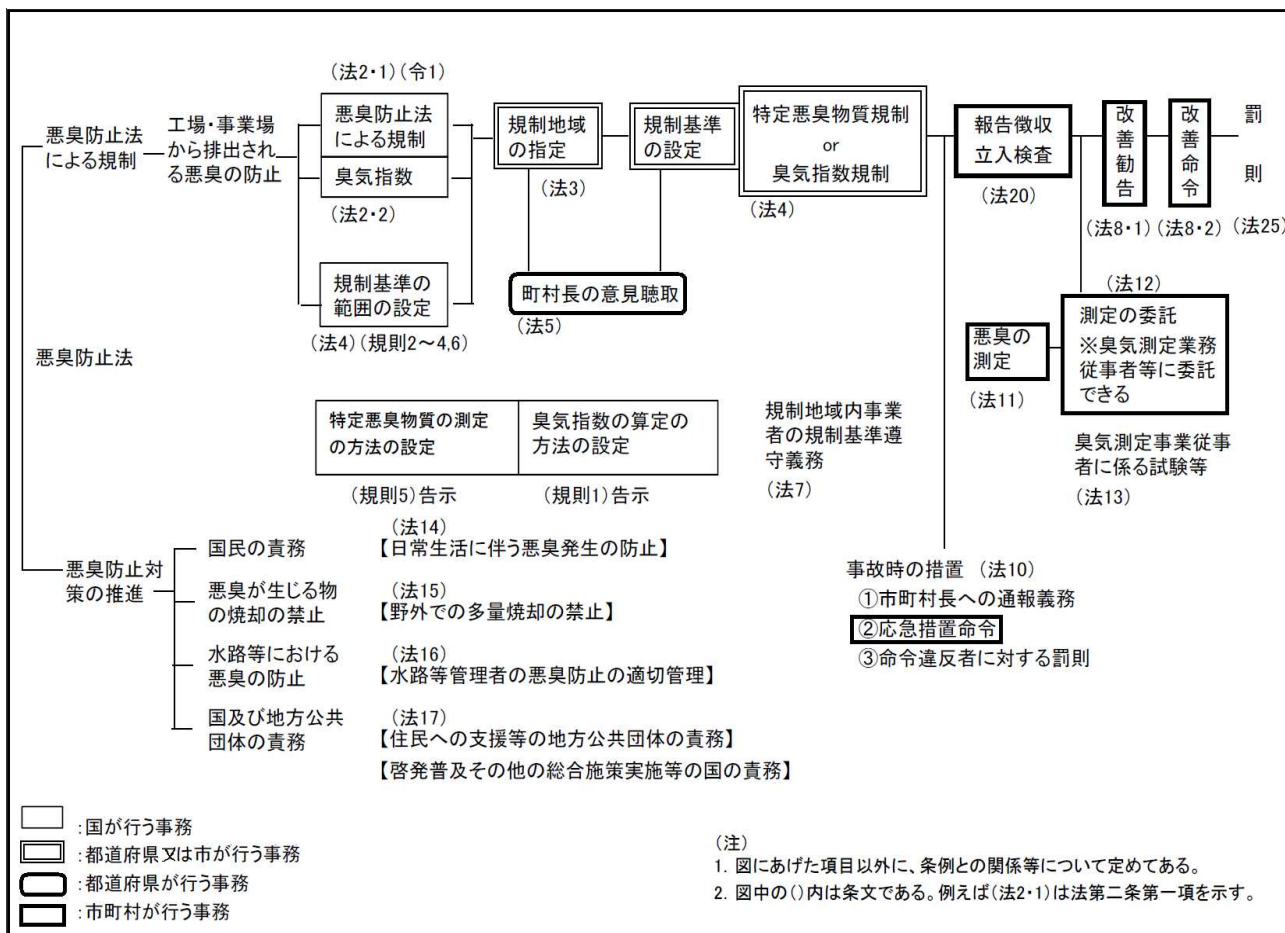
## 第2. 規制の対象

悪臭防止法の規制対象は、都道府県知事、又は市長が定める規制地域内の全ての事業場※になります。

※ 業種や規模、経営主体の如何等を問わず、全て規制の対象となります。ホテル、病院、学校、デパート、レストラン、廃棄物処理場、下水道終末処理場、堆積場、事務所等も含まれます。

## 第3. 悪臭規制法の体系

【悪臭防止法の体系図】



## 第4. 規制地域の指定

工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域は、県知事が、町村長の意見を聴いて指定することとされています。

規制地域としては、住民の生活環境を保全するために悪臭を防止する必要があると認められる、①住居が集合している地域、②学校・保育所・病院・図書館・老人ホームなど多数の人が利用する施設のある地域を指定することとされており、沖縄県においては次の各町村の一部をAからC区域に区分し、地域指定しています。

(平成18年沖縄県告示第246号、最終改正：令和3年3月23日告示第122号)

悪臭規制は、特定の種類毎に濃度を定めて規制を行う「特定悪臭物質規制」と、物質の種類に関わらず臭いの強さで規制を行う「臭気指数規制の地域」の2種類があり、町村により、どちらか一方のみを適用しています。

地域を表示した図面は環境部環境保全課に備え置いて縦覧に供するとともに、県環境保全課ホームページ上に掲載しています。

県環境保全課HP：

[https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/hozen/taiki/noise/stink\\_map.html](https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/hozen/taiki/noise/stink_map.html)

なお、市の区域については市長が規制する地域の指定を行っています。

悪臭に係る地域指定のある町村（7町5村の計12町村）

特定悪臭物質規制による規制基準を定めている町村

本部町 北中城村 西原町

臭気指数規制による規制基準を定めている町村

読谷村 北谷町 中城村 与那原町 南風原町 八重瀬町 嘉手納町 東村 恩納村

悪臭規制地域の指定状況

県内町村の規制地域の指定状況は、下表のとおりとなっています。

町村名	規制基準の種類	区分	区域	備考
本部町	特定悪臭物質	A	字崎本部、字健堅、字大浜、字谷茶、字辺名地、字渡久地、字東、字伊野波、字浜元、字浦崎、字豊原、字山川、字石川及び字備瀬の各一部	地域を表した図面は県環境保全課ホームページの悪臭防止法に基づく規定地域を参照。
		B	字崎本部及び字谷茶の各一部	
読谷村	臭気指数	A	第1種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域、近隣商業地域	
		B	準工業地域	
北谷町	臭気指数	A	第1種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域、近隣商業地域、商業地域	
		B	準工業地域	
北中城村	特定悪臭物質	A	第1種、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 字島袋、字喜舎場、字瑞慶覧、字屋宜原、字安谷屋、字渡口、字熱田、字荻道及び字大城の各一部	
中城村	臭気指数	A	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域	
		B	字泊 509 の 2	
		C	字当間及び字屋宜の各一部	
西原町	特定悪臭物質	A	第1種、第2種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 近隣商業地域 字幸地、字池田、字小波津、字桃原、字安室、字与那城、字我謝、字翁長、字上原、字呉屋、字津花波、字小橋川、字小那覇及び字兼久の各一部 県道 38 号線沿いの一部	
		B	準工業地域、工業専用地域	
与那原町	臭気指数	A	第1種、第2種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域、近隣商業地域、商業地域	
		B	準工業地域、工業地域	
		C	A 区域及びB 区域を除く 与那原町の全域	



南風原町	臭気指数	A	第1種、第2種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域、近隣商業地域 字宮平、字津嘉山、字与那覇、字宮城、字大名、字新川、字本部、字喜屋武、字照屋、字神里及び字山川の各一部	地域を表した図面は県環境保全課ホームページの悪臭防止法に基づく規定地域を参照。
		B	準工業地域、工業地域	
		C	字宮平、字兼城、字本部、字喜屋武、字照屋、字津嘉山、字山川及び字神里の各一部	
八重瀬町	臭気指数	A	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域、近隣商業地域 字外間、字宜次、字友寄、字小城、字当銘、字志多伯、字高良、字世名城、字富盛、字具志頭、字坡名城、字安里、字与座、字仲座、字港川及び字長毛の各一部	
		B	字東風平、字伊覇、字上田原、字屋宜原、字富盛、字世名城、字高良、字志多伯、字当銘、字小城、字宜次、字友寄、字新城、字後原及び字仲座の各一部	
		C	A区域及びB区域を除く八重瀬町の区域	
嘉手納町	臭気指数	A	第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 字屋良、字嘉手納及び字久得の各一部	
		B	工業地域 字久得の一部	
東村	臭気指数	A	字有銘、字慶佐次及び字平良の全部 字川田、字宮城及び字高江の各一部	
恩納村	臭気指数	A	字喜瀬武原、字安富祖、字瀬良垣、字南恩納、字谷茶及び字山田の各一部	

この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定に定められた地域のことをいう。

## 第5. 規制基準

悪臭防止法第4条に基づく規制基準は、規制地域について、その自然的、社会的条件を考慮して、必要に応じて当該地域を区分し、定めることになっています。

規制基準は、特定の種類毎に濃度を定める「特定悪臭物質規制」と、物質の種類に関わらず人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化した「臭気指数規制」があります。どちらも規制基準の範囲は国が設定し、その範囲内で都道府県、又は市が規制基準を設定します。町村の場合、都道府県知事が町村の意見を聴いて定めています。

### 1. 特定悪臭物質規制

事業場から排出される特定悪臭物質の排出形態には、次の3つがあり、規制基準はそれぞれの形態ごとに定めることになっています。

ア. 特定悪臭物質を含む気体で事業場から排出されるものの敷地境界線の地表における規制基準（1号基準）

敷地境界線における特定悪臭物質に係る規制基準は表-1のとおりとなっています。

表-1 特定悪臭物質（計22物質）の規制基準（単位：ppm）

	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチルアミン	アセトアルデヒド	スチレン	二硫化メチル	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸
A区域	1	0.002	0.02	0.01	0.005	0.05	0.4	0.009	0.03	0.001	0.0009
B区域	2	0.004	0.06	0.05	0.02	0.1	0.8	0.03	0.07	0.002	0.002
	イソ吉草酸	プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルペンタールアルデヒド	イソペンタールアルデヒド	イソブチルタール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン	キシレン
A区域	0.001	0.05	0.009	0.02	0.009	0.003	0.9	3	1	10	1
B区域	0.004	0.1	0.03	0.07	0.02	0.006	4	7	3	30	2

規制基準を適用する区域区分について、A区域は表-2の6段階臭気強度表示法における臭気強度2.5に対応する濃度とし、B区域は同表示法における臭気強度3.0に対応する濃度を規制基準としています。

表-2 6段階臭気強度表示法

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できる臭い（検知閾値濃度）
2	何のおかがわかる弱い臭い（認知閾値濃度）
3	楽に感知できる臭い
4	強い臭い
5	強烈な臭い

イ. 特定悪臭物質を含む気体で事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準（2号基準）

高煙突のように悪臭排出口が高位置にある場合、特定悪臭物質の最大着地濃度は敷地外に現れるので、最大着地濃度が敷地境界線における許容限度と等しくなるように排出口における許容限度を規制します。その算出式は次式で表されます。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

この式において、 $q$ 、 $H_e$ 、及び $C_m$ は、それぞれ次の値を表すものとします。

- $q$  流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立法メートル毎時）
- $H_e$  補正された排出口の高さ（単位 メートル）
- $C_m$  敷地境界線における許容限度の値（単位 100万分率）

排出口の高さの補正は、次の算式により行います。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}} \quad H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot \left(2.301 \log J + \frac{1}{J} - 1\right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T-288}\right) + 1$$

これらの式において $H_e$ 、 $H_o$ 、 $Q$ 、 $V$ 及び $T$ はそれぞれ次の値を表すものとします。

- $H_e$  補正された排出口の高さ（単位 メートル）
- $H_o$  排出口の実高さ（単位 メートル）
- $Q$  温度15度における排出ガスの流量（単位 立法メートル毎秒）
- $V$  排出ガスの排出温度（単位 メートル毎秒）
- $T$  排出ガスの温度（単位 絶対温度）

補正された排出口の高さが5m未満となる場合については、特定悪臭物質による影響が多くの場合に事業場の敷地境界線の内部において最大となることからこの式は適用しないものとします。

ただし、この規制基準は、大気中での化学反応による分解がないとされているアンモニア、硫化水素及びトリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの13物質について適用されます。

ウ. 特定悪臭物質を含む水で事業場から排出される排出水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準（3号基準）

排出水中に含まれる特定悪臭物質が排水溝から敷地外に排出された場合に、排水溝や敷地境界線のところでは悪臭が発生していなくても、時間の経過とともに気化・蒸散してくると悪臭が発生することがあるため、敷地境界線における規制基準を基礎として、規制します。

この規制基準はメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルの4物質について適用されるが、本県では未設定となっています。

算出式は次式で表されます。

$$C L m = k \times C m$$

この式において、 $C L m$ 、 $k$ 、及び $C m$ は、それぞれ次の値を表すものとします。

$C L m$  排出水中の濃度（単位 1リットルにつきミリグラム）

$k$  表-3に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

$C m$  敷地境界線における許容限度の値（単位 100万分率）

表-3 特定悪臭物質の種類及び事業場から敷地外に排出される排出水量ごとの $k$ の値

特定悪臭物質	排出水の量（単位：m <sup>3</sup> /L）	$k$ （単位：mg/L）
メチルメルカプタン	0.001以下	16
	0.001超0.1以下	3.4
	0.1超	0.71
硫化水素	0.001以下	5.6
	0.001超0.1以下	1.2
	0.1超	0.26
硫化メチル	0.001以下	32
	0.001超0.1以下	6.9
	0.1超	1.4
二硫化メチル	0.001以下	63
	0.001超0.1以下	14
	0.1超	2.9

メチルメルカプタンについては、算出式から求めた値が1リットルにつき0.002ミリグラムとなる場合には、測定法における精度との関係から、規制基準値としての許容限度は、当分の間1リットルにつき0.002ミリグラムとすることになっています。

## 2. 臭気指数規制

事業場から排出される悪臭原因物の排出形態には次の3つがあり、規制基準はそれぞれの形態ごとに定めることになっています。

ア. 悪臭原因物である気体で事業場から排出されるものの敷地境界線の地表における規制基準（1号基準）

敷地境界線における臭気指数に係る規制基準は表－4のとおりとなっています。

表－4 臭気指数の規制基準

区分	A区域	B区域	C区域
許容限度（臭気指数）	15	18	21

イ. 悪臭原因物である気体で事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準（2号基準）

高煙突のように悪臭排出口が高位置にある場合、悪臭原因物の最大着地濃度は敷地外に現れるので、最大着地濃度が敷地境界線における許容限度と等しくなるように排出口における許容限度を規制します。排出口における規制基準は、敷地境界線における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に規定されている方法により算出した臭気指数または臭気排出強度になります。

臭気指数規制の2号基準の算出に際しては、環境省が提供しているパンフレット「よくわかる臭気指数規制2号基準」を参考にしながら、同じく同省が提供している算定ソフト「においシミュレーター」の使用を推奨します。いずれも、下のURLから入手できます。

環境省 におい・かおり環境について

<http://www.env.go.jp/air/akushu/akushu.html>

ウ. 悪臭原因物である水で事業場から排出される排水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準（3号基準）

排水が拡散している水面1.5メートル地点における大気中の臭気指数が、敷地境界線における規制基準と等しくなるように設定されており、規制基準は表－5のとおりとなっています。

表－5 排水の規制基準

区分	A区域	B区域	C区域
許容限度（臭気指数）	31	34	37

＜コラム 臭気指数とは＞

気体又は水の悪臭の程度に関する値であり、人の嗅覚を用いて測定し、その臭気を感じることができなくなるまで気体又は水を希釈した場合における希釈の倍数から求めた値。

臭気指数規制では、規定地域ごとに敷地境界線上における規制基準を臭気指数10～21の範囲で定めている。気体排出口、排出水の規制基準については、この基準をもとに算出される。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log}(\text{臭気濃度})$$

## 第6. 改善勧告及び改善命令

市町村長は、規制地域内の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しないことにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、改善勧告さらには改善命令をだすことができます。また、改善命令に従わない場合は、1年以内の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。